

方法ばかりでなく、本稿のもう一つや  
ることとした(HD)。

## 西ドイツ原子力訴訟の特色

### —技術と法の関係の一局面—

塩野宏

#### II 原子力発電所 (Kernkraftwerk) 設置許可のハンドル

西ドイツには、核エネルギーに関する法律など、ここでは、原子力訴訟で、最も問題とされる原子力発電所の設置許可にかかるシステムを概観しておこう。

- 1 はじめに
- 2 原子力発電所 (Kernkraftwerk) 設置許可のハンドル
- 3 原子力訴訟の状況
- 4 原子力訴訟の基本的問題点
- 5 おわりに

乱とはいえないが、大きなインパクトを与えるであろう。そして人をして、最も不安を感じしめるのは、健康・生命をおびやかすおそれのあるものであって、社会一般においては、原子力施設が、その筆頭に挙げられるであろう。

技術革新は、人間の生活に多大な効用をもたらすが、そのあまりにも急速な発展は、逆に、大きな混乱を招いている。その混乱は、技術の性格及びその適用される場によって、さまざま形をとる。

複製機器の開発のように、著作権秩序を乱すとみなされることもあるが、プライバシー侵害の危険性を内包するものとして、コンピューターが語られることがあら。また、多重放送にみられる電気通信技術の開発は、既存のメディア市場に搅乱を生ぜしめていることも事実である。本稿は、かかる原子力利用に関する法の

対応を、西ドイツの原子力訴訟の特色という角度から考察することを試みたものである。

後にものぐるようだ、西ドイツにおいては、わが国と異なり、すでに、数多くの他方面にわたる訴訟が提起され、判決決定が下されている。しかし、その全体をカバーすることは、時間的・能力的に困難であるため、本稿では、少し当たり。

伊方原発訴訟と比較対照に適し、判決の時点での時間的にも、比較的近接している Wyhl 事件及び Grafenheinfeld 事件 (いずれも一九七七年)を中心とりあげたことをお断りしておく。

なお、叙述の順序としては、まず、原子力発電所設置許可のシステムを概観し (I), ついで西ドイツ原子力訴訟の状況を一瞥した (II) 後に、訴訟に現れた基本的問題点を考察し (III) 最後に、技術と法に関する西ドイツのアプローチの

のとしている（許可権者は連邦法の執行に当るところのラントの行政府である）。そして、第七条及びそれについて若干の条項で、許可要件、許可手続等の基本的事項を規定するところだ。許可手続等の詳細に関しては、別に、命令で定めることによって（一九七七年以降は「Atomrechtliche Verfahrensverordnung vom 18. 2. 1977—以下 AtVVV と略す）」、それ以前は「Atomanlagen Verordnung —以下 AtAnV と略す）」が、それである（<sup>(2)</sup>）。

原子炉を中心とする原子力発電所の許可是、一つだけではなく、段階的なそれが通例である。そのうち、第七条許可の前提となる問題、立地点にかかるものが、予備決定（Vorbescheid）であり、全体の施設の設置・稼動による段階的な決定が、部分許可（Teilnehmung）と称される。本稿でとりあげる訴訟の対象は、大体、第一次部分許可（Erste Teilgenehmigung）にかかるものである（たゞ、Vorbescheid 及び Teilgenehmigung のようう方式は、法律上強行的と定められていないわけではなく、申請者の選択又は行政府の裁量によらしめられている。以下に中心的にとりあげる二つの訴訟では、予備決定を経ずに、立地点を含む、第一次部分許可が、Atomgesetz との関係では、最初の行政の決定となりうる）。このように、実

務においては、通常、部分許可の手法が採用されているが、第一次部分許可においても、全設備の設置・運営に関する暫定的全体判断（vorläufiges Gesamturteil）がなされねばならない（<sup>(4)</sup>）。その際、暫定的全体判断が、どの段階にまで及ぶべきか、たとえば、廃棄物処理の点においても、誰かどうかが問題となるわけであつて、それが、訴訟における一つの争点となつてゐる」とは、後にみるとおりである。

なお、原子力施設は、核エネルギーの危険及び放射能による有害な効果以外にも、環境に様々な影響を及ぼす（特に、西ドイツでは原子力発電所が内陸部の河川に面して設置されることが多く（後掲図参照）、その場合には、冷却塔からの蒸気等の影響が問題となり得る）。これについては、実体法的規律として、連邦イッシュン防護法が適用される（<sup>(5)</sup>）。

なるが（逆に、核エネルギー等に関する法は、同法は適用されない）、Atomgesetz

八条において、当該設備が、Atomgesetz の許可の対象である限り、同法による許可に際して、権限ある行政府が、イッシュン防護法の主管行政府と協議の上、

オッセンブルーダーなど、「原子力発電所の許可は、裁判所の確認（Bestätigung）を要する」とされる。しかし、

この命題は、法律上に定められたものではないが、近年の裁判的統制の実態に鑑

みれば、今日及び将来にわたり、経験上得られた規範として妥当であるのであ

るが、たまたま筆者の田舎では、昨

年一年間の判決・決定をみて、フライ

ブルク行政裁判所の Wohl 第一審認容判

決（VG Freiburg, Urteil vom 14. 3.

1977, NJW 1977, 1644）からハトル

ク行政裁判所の Grafenrheinfeld 第一審

棄却判決（VG Würzburg, Urteil vom

25. 3. 1977, NJW 1977, 1649）からハ

スヴィッヒ行政裁判所及びノーネ

ルク上級行政裁判所の Brokdorf 執行

停止認容決定（VG Schleswig, Beschluss

vom 9. 2. 1977, DVBl. 1977, 358, OVG

Lüneburg Beschluß vom 17. 10. 1977,

DVBl. 1978, 67）からハーベルト行政裁

判所の Grohnde 執行停止認容決定（VG

Hannover, Beschluß vom 2. 6. 1977,

DVBl. 1978, 74）からハ、原子

力発電所許可（部分許可）の取消・執行

停止自体にかかるものであるが、そのは

か、タインデの原告適格をとつあつた

中間判決として、バーデン・ヴュルテンベルク上級行政裁判所判決（VGH Baden-

以上を前提にして、次に、西ドイツの原子力訴訟の状況について、一瞥しておこう。

運転中又は建設（計画）段階の原子力

施設について、個別に調査することはで

あなかつたが（施設の分布については後

行だね、現行法全文が、Bundesgesetz-

blatt Jahrgang 1976 Teil I 3053 にて

掲載されている）。

（1） Atomgesetz は、一九五九年の制

定にかかるが、一九七六年に第四次改正が

なされた（<sup>(6)</sup>）。

（2） Genehmigung は、認可と訳され

るものが通常であるが、本稿では、その法効

果に即して、許可と訳すことにした。

（3） 許可手続の概略は、後出四の所

掲の図を参照せよ。

（4） Vgl. § 18 AtVVV, § 2 AtAnV

Ar.

（5） だが、許可手続に関しては、連邦

イッシュン防護法の原則によると、ある

いわゆる Atome (Atomgesetz 第七条四

項)、同法の手続に関しては参考、成田頼

明「西ドイツの環境法制」環境研究一八号

八三頁以下。

## リスト

1978. 7. 1 (No.668)

のとしている（許可権者は連邦法の執行に当るところのラントの行政府である）。そして、第七条及びそれについて若干の条項で、許可要件、許可手続等の基本的事項を規定するところだ。許可手続等の詳細に関しては、別に、命令で定めることによって（一九七七年以降は「Atomrechtliche Verfahrensverordnung vom 18. 2. 1977—以下 AtVVV と略す）」、それ以前は「Atomanlagen Verordnung —以下 AtAnV と略す）」が、それである（<sup>(2)</sup>）。

原子炉を中心とする原子力発電所の許可是、一つだけではなく、段階的なそれが通例である。そのうち、第七条許可の前提となる問題、立地点にかかるものが、予備決定（Vorbescheid）であり、全体の施設の設置・稼動による段階的な決定が、部分許可（Teilnehmung）と称される。本稿でとりあげる訴訟の対象は、大体、第一次部分許可（Erste Teilgenehmigung）にかかるものである（たゞ、Vorbescheid 及び Teilgenehmigung のようう方式は、法律上強行的と定められていないわけではなく、申請者の選択又は行政府の裁量によらしめられている。以下に中心的にとりあげる二つの訴訟では、予備決定を経ずに、立地点を含む、第一次部分許可が、Atomgesetz との関係では、最初の行政の決定となりうる）。このように、実

務においては、通常、部分許可の手法が採用されているが、第一次部分許可においても、全設備の設置・運営に関する暫定的全体判断（vorläufiges Gesamturteil）がなされねばならない（<sup>(4)</sup>）。その際、暫定的全体判断が、どの段階にまで及ぶべきか、たとえば、廃棄物処理の点においても、誰かどうかが問題となるわけであつて、それが、訴訟における一つの争点となつてゐる」とは、後にみるとおりである。

なお、原子力施設は、核エネルギーの危険及び放射能による有害な効果以外にも、環境に様々な影響を及ぼす（特に、西ドイツでは原子力発電所が内陸部の河川に面して設置されることが多く（後掲図参照）、その場合には、冷却塔からの蒸気等の影響が問題となり得る）。これについては、実体法的規律として、連邦イッシュン防護法が適用される（<sup>(5)</sup>）。

なるが（逆に、核エネルギー等に関する法は、同法は適用されない）、Atomgesetz

八条において、当該設備が、Atomgesetz の許可の対象である限り、同法による許可に際して、権限ある行政府が、イッシュン防護法の主管行政府と協議の上、

オッセンブルーダーなど、「原子力発電所の許可は、裁判所の確認（Bestätigung）を要する」とされる。しかし、

この命題は、法律上に定められたものではないが、近年の裁判的統制の実態に鑑

みれば、今日及び将来にわたり、経験上得られた規範として妥当であるのであ

るが、たまたま筆者の田舎では、昨

年一年間の判決・決定をみて、フライ

ブルク行政裁判所の Wohl 第一審認容判

決（VG Freiburg, Urteil vom 14. 3.

1977, NJW 1977, 1644）からハトル

ク行政裁判所の Grafenrheinfeld 第一審

棄却判決（VG Würzburg, Urteil vom

25. 3. 1977, NJW 1977, 1649）からハ

スヴィッヒ行政裁判所及びノーネ

ルク上級行政裁判所の Brokdorf 執行

停止認容決定（VG Schleswig, Beschluss

vom 9. 2. 1977, DVBl. 1977, 358, OVG

Lüneburg Beschluß vom 17. 10. 1977,

DVBl. 1978, 67）からハーベルト行政裁

判所の Grohnde 執行停止認容決定（VG

Hannover, Beschluß vom 2. 6. 1977,

DVBl. 1978, 74）からハ、原子

力発電所許可（部分許可）の取消・執行

停止自体にかかるものであるが、そのは

か、タインデの原告適格をとつあつた

中間判決として、バーデン・ヴュルテン

ベルク上級行政裁判所判決（VGH Baden-

Württemberg, Urteil vom 19. 1. 1977,

## リスト

DVBl. 1977, 345—Wyhl 事件の1環), vom 16. 3. 1972, DVBl. 1972, 678) が、開始許可(Freigabe)の執行停止申請を認容した。ドーネンハーケ行政裁判所決定(VG Koblenz, Beschluß vom 4. 2. 1977, DVBl. 1977, 360)がある。カルル・Wyhl 事件等と共に、昨年に注目を浴びたものとして、Kalkar の高速増殖炉にかかる、オースター上級行政裁判所の連邦憲法裁判所に対する移送決定(OVG Münster, Beschluß vom 18. 8. 1977, DVBl. 1978, 62)がある。同決定は、高速増殖炉の原子炉の許可権を、Atomgesetz 七条が認めている限りで、認めない。回路構成、高炉構造の如き、立法に於ける権力分立、議会制民主主義、法治國原理に反すると判断し、その合憲性の判断を求めて、事件を、連邦憲法裁判所に移送したものであつて、発展する科学技術に対して、立法及び裁判所がいかに対処すべきものかについて、興味ある問題提起したのである(本件に関する連邦憲法裁判所の判断は、未だ下されていないのである)。

以上が、昨年一年度だけに下された、原子力訴訟の判決・決定である。これが既に過去にならかのばかり、すぐれた事件を検討するにいへば、本稿ではやあだんが、ただ、やはり一九七一年は、Würgassen 事件と同様に、西ドイツの裁判国家の状況が、いかにも現れて、いやぶるなりといふやうな、

vom 16. 3. 1972, DVBl. 1972, 678) が、(Grundsatzzugenehmigung一部分許可)の取消訴訟(Grundsatzzugenehmigung一部分許可)にかかる原子力発電所の基本許可(Gesetzliche Genehmigung)の取消訴訟(Grundsatzzugenehmigung一部分許可)にかかる原審(OVG Münster)の具体審理不備が認められ、事件を原審に差し戻したのである。しかし、Münster の連邦最高級裁判所の判決が、OVG Münster, Urteil vom 20. 2. 1975, Energiewirtschaftliche Tagesfragen(ET) 1975, 220) である。この限りで、具体的な事件の結果は極めて多様である。後に改めてみるが、昨年、Wyhl 事件と Grafenrheinfeld 事件では、同型式のほぼ同規模の原子力発電所に亘り、正反対の判決が下された。そこで、この即時執行命令が附与されるのが通常である。それに対し、執行停止決定の申し立て(延滞)は、延滞効果(Wiederherstellung der aufschließenden Wirkung)の申立てがなされるのが、このほど、西ドイツの執行停止手続は、迅速手続(Eilverfahren)とも称されるのであり、本件と同時にその判断がなされるならば、やむせめ、制度の予定して

事件では、廃棄物処理との関係で原告の請求が認められたが、ほぼ同時期に、Grohnde 事件では、逆の判断がなされている。その意味で、判決・決定の結論にのみ着目すれば、なお、西ドイツ原子炉の数と判決・決定の数とを対比させた場合の両国の差異は、真に際立つたのがある。ただ、ここから、西ドイツにおいては、核エネルギーに対する反感情がわざと圍みも格段に高い、と速断するに至り得ないといらぐまであるが、そもそも語り得ないといらぐまであるが、それなりに、しかし、他面において、原告適格、

はできない。むしろ、一般の行政訴訟の Atomesetz の基本的解釈方法等について、西ドイツにおいては、原子力訴訟の件数と同様に、西ドイツの裁判国家の状況と同様に、西ドイツの裁判国家の状況が、いかにも現れて、いやぶるなりといふやうな、

(一) Vgl., Ossenbühl, Die gerichtliche Überprüfung des Beurteilungstechnischer und wirtschaftlicher Fragen in Genehmigungen des Baus von Kraftwerken, DVBl. 1978, 1.

(二) 西ドイツ行政裁判所法八〇条は、「(正確な)行政裁判所法八〇条は、我が國と異なり、訴の提起による行政処分の執行停止の原則をもつて、即時執行による特別の利益がある」と規定する。即時執行命令が附与されるのが通常である。ただし、同一の即時執行命令が附与されると、行政裁判所の第一次部分計画に付しては、この即時執行命令が附与されるのが通常である。それに対し、執行停止決定が付与されるのが、このほど、西ドイツの執行停止手続は、迅速手続(Eilverfahren)とも称されるのであり、本件と同時にその判断がなされるならば、やむせめ、制度の予定して

訴訟である。民事訴訟が許されるかどうか、その型態はどうなものであるかといふ問題があるが、本稿では、その点には立ち入らない」と記す。

(三) 上記の事案はすべて、行政事件訴訟である。民事訴訟が許されるかどうか、その型態はどうなものであるかといふ問題があるが、本稿では、その点には立ち入らない」と記す。

西ドイツにおいては、原子力訴訟の件数に対応して、訴訟で取り上げられる問題点多様である。そのすぐじょりいじり難難する眼は、甘くして、

Wyhl 事件と Grafenrheinfeld 事件か、わが国と問題状況を等しくするが、それが國でも今後注意を要すべき基本的な点をとりあげて若干のコメントを附す。

## 四 原子力訴訟の基本的問題点

## リスト

1978.7.1 (No.668)

1 訴訟要件——原告適格  
(Klagelberechtigung)

Wylh 事件における原告は、原子力発電所附近(七キロメートルの範囲)に居住又は農業等を經營する住民であるので(附近のゲマインデでも、原告団の中に)はいっているが、これについては、後に述べる、行政裁判所法四二条一項の要件を当然充すものとそれでよい。これについて、まず、Atomgesetz が、近隣者保護(Nachbarschutz)的規定であるといふ法解釈が前提となっているが、その点に関しては判例は一致しているとみてよ。(2)。あるいは、適格性を有する住民の範囲に関する、プライブルク行政裁判所は、「原子力発電所から発する危険の特殊性に鑑み、限界は広く画すべきである。適切な法的判断基準が存在しない限り、原子力発電所許可に対する原告適格としては、専門家の判断により、危険の将来が考えられるような広い意味での近隣性という空間的カテゴリーで切れよ」(3)といふ基本原則を掲げている。以上の考え方は、伊方判決にも共通する。以上の考え方では、伊方判決にも共通する。以上の考え方では、伊方判決にも共通する。

遠距離の者が含まれていても、他に適切な範囲の原告が存在することが予測される。その意味で、わが国における主婦連シユース事件の如き消費者訴訟等と問題は、論議の対象となつてゐるのは、むしろ別の点にある。

すなわち一つには、第一次部分許可是、通常は、立地点の選定及び、土地の造成、建物の建築等に関するものであつて、原子炉の設置とりわけ、その運転に対する許可は含まれてない。そんだけマインデの原告適格の問題がある。すなわち、先にやれたように、西ドイツ原

子力訴訟では、ゲマインデが、原告となつてゐる例がままみられる。Wylh 第一次部分許可の段階で、核エネルギーの危険性を主張してその取消しを求めることができるかどうかが問題となる。しかし、この点については、第一次部分許可を必要とする設備は、原子炉の運転のために設置されるものであること、したがつて、許可権者は、その段階で、当該設備が稼動した時の効果を審査する必要がある。これに対応して、AtAnV Grafenrheinfeld 事件では、隣接市である die Stadt Schweinfurt のみが原告となりてゐる(4)。そこで、これらのゲマインデについては、原告適格が承認されている点に注意する必要がある。もう一つ、その理由づけは必ずしも一様ではない。自治行政の保障を基礎として、ゲマインデは、全体としての住民の福祉をもとより、原子力訴訟が民衆訴訟(?)であることをそれを警戒する見解を述べた。NWW 1977, 1650(5) 参照。

(3) VG Freiburg, NJW 1977, 1646.  
(4) 大学解説など、かねてトヨー大学によれば、原子力訴訟が民衆訴訟(?)であることをそれを警戒する見解を述べた。NWW 1977, 1648, VG Würzburg (Grafenrheinfeld), NJW 1977, 1650, BVerwG (5) Vgl., VG Freiburg (Wylh), NJW 1977, 1648, VG Würzburg (Grafenrheinfeld), NJW 1977, 1650, BVerwG

(Würgassen), DVBl. 1972, 679, OVG Lüneburg (Brokdorf), DVBl. 1977, 357, VG, Hannover (Grohnde), DVBl. 1977, 74. ほか、VGH Baden-Württemberg (Wyl), DVBl. 1976, 547 (回)、VGLの決定は問題を執行停止訴訟要件の角度からいふべきであつて、申立人の主張を認めないと反面、部分許可の事後の許可に対する拘束力を否定していく。

(6) ただ、原子力発電所の所在ケイントではなく、隣接ケイントの出訴の例のみを知り得たが、それには所在ケイントによる新税源等の問題があつたのである。Grohnde 事件の原告も隣接の市である (vgl., VG Hannover, DVBl. 1978, 74)。

(7) フライブルク行政裁判所が Wyl 事件の執行停止決定で明確に展開した見解 (VG Freiburg, DVBl. 1975, 343) やつて、同裁判所が、中間判決で再確認したといふと從えれば、その基本的な論理は次のとおりである。「主觀的法的地位を保障する自治行政保障は、その事務の自己責任的処理に関する権利から生ずる高権的権能のみならぬ、およそこれの権能を自己の責任において行使することを可能ならしめるため必要な前提条件にまで及ぶ。この前提条件として、ケマインデの存立の基礎となるもの、すなわち、ケマインデ住民、ケマイントの領域、それに生存配慮 (Daseinsvorsoorge) による基礎から生ずる、地方公共団体の諸施設を含まる。しかるに、保障された諸権能は、人的・領域的な存在並びに生存配慮のための施設に依存していながらである。これらのレメンタルな存在が国家の措置によっておびやかされるならば、個別の高権の行使、したがつてまだ、自治行政権をおびやかされねばならない」

(VG Freiburg, DVBl. 1976, 803)。やがてこの見解を Grohnde 事件に適用していく行政裁判所も採用している (vgl., VG Hannover, DVBl. 1978, 75)。

(8) 自治権一般に依拠して、住民の生命・健康・財貨の保護のために、ケマイントが、原告適格を有するところ見解は、しかしなかつて、判例上の大勢をなすには至らがないこと、それが、連邦鉄道法等による「國の計画確定処分 (Planfeststellung)」によつて、ケマイントが、ケイント計画高権 (Planningshoheit)、財政高権 (Finanzhoheit) の侵害を理由、行政訴訟を提起し得ることはすでに、連邦行政裁判所の確定した判決 (たとえび BVerwGE 31, 263) であるが、自治権一般の侵害を根拠とした出訴資格については、まだ、連邦最高級審の判断は出されていない。やがて、フライブルク行政裁判所の判断 (Wyl 事件の中間判決) に対し、上級審であるバーデン・ウニテルンベルク上級行政裁判所は、計画高権の侵害を、法律によって認められたケマイントの参加権の侵害として構成して、原告適格を肯認するとしたが、他方、フライブルク行政裁判所の判断によるならば、「住民全体の福祉又は存在の根拠 (existentielle Grundlagen) を国家に対する訴訟によって保護する権利がケマイントにあるとするならば、それは、ケマイントに、裁判所の助力のもとにラン行政に対する一般的監督権を附与する」といふ (参照、雄川一郎「公共事業と環境問題管見」自治研究五〇巻五号一四頁以下)。合理的な根拠を十分に有する立法論と思われるが、解釈論としても、市町村の原告適格を認める余地が、わが国においてもふれられない、むろん、法律の範囲内で自治権が存在するという基本原則に反するといつては、ケマイントは、他の行政法による法律の遵守を監督するべく一般的に授権された一種の「公益の番人」 Sachwalter (VGH Bad.-Württ., DVBl. 1977, 346)

といふらうである。まいり、同裁判所が、この点に關しては、「おや、危険を内包すればなんだ」。Grafenheinfeld 事件におけるケマイントの行政裁判所が、計画高権の主体、水道事業者、土地所有者としての法的地位は、じつめら詳細に理由でけた試みで、それが、住民一般の福祉を根拠とした原告適格論といふては、それを消極的に解してくるのである (vgl., VG Würzburg, Uadbr. 41~56)。

いやがほ、ケマイントの原告適格を認められた根拠にはなお論議が残されていゝ。ただ、その論理の如何によらず、ケマイントが主張する権利侵害の範囲も異なるといふところがあり得る (勿論、フライブルク行政裁判所の見解の方が、広範囲に及ぶ)。しかし、いずれにせよ、かなりの範囲にわたり、原子力施設の及び被被害をケマイントも主張することができるという限りでは、西ドイツ行政裁判所の判例は、ほぼ確定しているとみてよいと思われる。

(9) この点に関して、わが国では、立法論として國の公共事業に対する市町村の原告適格を認めることが提案されているといふ (参照、雄川一郎「公共事業と環境問題管見」自治研究五〇巻五号一四頁以下)。合理的な根拠を十分に有する立法論としては、ケマイントの、裁判所の助力のもとにラン行政に対する一般的監督権を附与するべき要請に合致していると解釈することに鑑みて、法律は、その規律が憲法上の価値秩序から当該法的資産に与えられるべき要請に合致していると解釈することである。またそのように解釈されねばならないからである。当法廷は、したがつて、原子力発電所の設置が、防護法令、とりわけ Atomgesetz のそれを遵守している場合のみ許されるという点から出発した(1) ことである。(2)

2 原子力利用と危険防護の基本的

利用とそのめだらす危険とをどのよひに全面的にケマイントの原告適格を計画高整序するかが、最初の、そして最も基本的問題となることは、さうまでない。

(1) Atomgesetz の憲法適合性

この点に關しては、「おや、危険を内包すればなんだ」。Grafenheinfeld 事件におけるケマイントの行政裁判所が、計画高権の主体、水道事業者、土地所有者としての所有者としてだ、容認してしまひと見過しだす。なぜなら、Grafenheinfeld 事件におけるケマイントの行政裁判所が、計画高権の地位は、じつめら詳細に理由でけた試みで、それが、住民一般の福祉を根拠とした原告適格論といふては、それを消極的に解してくるのである (vgl., VG Würzburg, Uadbr. 41~56)。

いやがほ、ケマイントの原告適格を認められた根拠にはなお論議が残されていゝ。ただ、その論理の如何によらず、ケマイントが主張する権利侵害の範囲も異なるといふところがあり得る (勿論、フライブルク行政裁判所の見解の方が、広範囲に及ぶ)。しかし、いずれにせよ、かなりの範囲にわたり、原子力施設の及び被被害をケマイントも主張することができるという限りでは、西ドイツ行政裁判所の判例は、ほぼ確定しているとみてよいと思われる。

(9) この点に関して、わが国では、立法論として國の公共事業に対する市町村の原告適格を認めることが提案されているといふ (参照、雄川一郎「公共事業と環境問題管見」自治研究五〇巻五号一四頁以下)。合理的な根拠を十分に有する立法論としては、ケマイントの、裁判所の助力のもとにラン行政に対する一般的監督権を附与するべき要請に合致していると解釈することに鑑みて、法律は、その規律が憲法上の価値秩序から当該法的資産に与えられるべき要請に合致していると解釈することである。またそのように解釈されねばならないからである。当法廷は、したがつて、原子力発電所の設置が、防護法令、とりわけ Atomgesetz のそれを遵守している場合のみ許されるという点から出発した(1) ことである。(2)

2 利用と防護の基本的関係

Atomgesetz 一条は、第一項において、

1978.7.1 (No.668)

## リスト

平和目的のための核エネルギーの研究・開発・利用の促進をうたい、第二項で、原子力等の危険からの生命・健康・財貨の防護を定めている。そこで、この二つの防護を定めた。そこで、この二つを出発点とする、両者の関係の理解が原子力訴訟の判断において、基本的的前提となるであろう。

この点に関する、Würgassen 事件における連邦行政裁判所が、抽象的にはあるが、一応の基準を示し、Wyhl 事件、Grafenrheinfeld 事件もその延長線上にあると、いう事情がある。すなわち、連邦行政裁判所は、Atomgesetz 七条の許可要件に関して、次のように述べている。「Atomgesetz 七条[原]1号によれば、損害を防止するために科学の水準にしたがい、つまり、当時の人の認識にしたがつた十分な予防措置 (Vorsorge) がなされていなければならない。Atomgesetz は、第一条で、第二番目にとり上げてはいるけれども、同法の防護目的 (Schutzzweck) が促進目的 (Förderungszweck) よりも優位性を有して、このである。具体的場合に、必要な防護が技術的に不可能であれば、技術の水準にしたがつた、必要な防護措置が保障されないとなり、かくして、法七条二項二号の意味における必要な予防措置もなされないことになる。決定(部分許可を指す=塙野注)の適法性に関する行政裁判上の判断とい

ては、基本的に、この行政行為を発布した時点における科学と技術の水準が、基準となるのである。許可された設備の安全性の要請は高くなければならぬ」との防護を定めている。そこで、この二つの目的のどちらが優先するかという問題を出発点とする、両者の関係の理解が原子力訴訟の判断において、基本的的前提となるであろう。

この点に関する、Würgassen 事件における連邦行政裁判所が、抽象的にはあるが、一応の基準を示し、Wyhl 事件、Grafenrheinfeld 事件もその延長線上にあると、いう事情がある。すなわち、連邦行政裁判所は、Atomgesetz 七条の許可要件に関して、次のように述べている。「Atomgesetz 七条[原]1号によれば、損害を防止するために科学の水準にしたがい、つまり、当時の人の認識にしたがつた十分な予防措置 (Vorsorge) がなされていなければならない。Atomgesetz は、第一条で、第二番目にとり上げてはいるけれども、同法の防護目的 (Schutzzweck) が促進目的 (Förderungszweck) よりも優位性を有して、このである。具体的場合に、必要な防護が技術的に不可能であれば、技術の水準にしたがつた、必要な防護措置が保障されないとなり、かくして、法七条二項二号の意味における必要な予防措置もなされないことになる。決定(部分許可を指す=塙野注)の適法性に関する行政裁判上の判断とい

ては、基本的に、この行政行為を発布した時点における科学と技術の水準が、基準となるのである。許可された設備の安全性の要請は高くなければならぬ」との防護を定めている。そこで、この二つの目的のどちらが優先するかという問題を出発点とする、両者の関係の理解が原子力訴訟の判断において、基本的的前提となるであろう。

Wyhl 事件におけるフライブルクの行政裁判所も、「——中性的な意義を有する優先性が、確認されたことになる。しかし、この基準を形式的にあてはめるならば、およそ、あらゆる点で完全なる安全性が存在しなければならなくなり、その結果、すべての原子力発電所は許可されなくなるであろう。これも一つの考え方である。しかし、西ドイツの判例で、ここまで徹底したものは見当らないのであって、先に指摘した Würgassen 連邦行政裁判所判決を基礎として、核エネルギーの平和利用との調整をはかつていらざるところがである。その一つが、

Würgassen 事件における差戻後の *vollinhaltlich* 判決である。すなわち、それは「予測される損害の程度にしたがい、様々な段階に定められることができる」とし、さらに「特別に重大な結果のおそれがあるならば、つまり、市民の生命・健康がおびやかされるならば、必要な予防措置が、極めて遠い可能性、ないしは、損害の発生が殆ど起りそうもない確率である場合に、それがなされなければならぬ」(6)」と述べていることからして、この系列に属することは明らかである。ただし、イフタルク行政裁判所は、いかなる危険が認められるべきものかどうかも行政庁によつて決定されなければならないとした後で、「いの判断は、裁判所による完全な審査に服する。vertretbar な決定の可能性を許容する行政的判断余地は排除され、個別の専門家、専門審査員の意見…

ては、基本的に、この行政行為を発布した時点における科学と技術の水準が、基準となるのである。許可された設備の安全性の要請は高くなければならぬ」との防護を定めている。そこで、この二つの目的のどちらが優先するかという問題を出発点とする、両者の関係の理解が原子力訴訟の判断において、基本的的前提となるであろう。

Wyhl 事件におけるフライブルクの行政裁判所も、「——中性的な意義を有する優先性が、確認されたことになる。しかし、この基準を形式的にあてはめるならば、およそ、あらゆる点で完全なる安全性が存在しなければならなくなり、その結果、すべての原子力発電所は許可されなくなるであろう。これも一つの考え方である。しかし、西ドイツの判例で、ここまで徹底したものは見当らないのであって、先に指摘した Würgassen 連邦行政裁判所判決を基礎として、核エネルギーの平和利用との調整をはかつていらざるところがである。その一つが、

Würgassen 事件における差戻後の *vollinhaltlich* 判決である。すなわち、それは「予測される損害の程度にしたがい、様々な段階に定められることができる」とし、さらに「特別に重大な結果のおそれがあるならば、つまり、市民の生命・健康がおびやかされるならば、必要な予防措置が、極めて遠い可能性、ないしは、損害の発生が殆ど起りそうもない確率である場合に、それがなされなければならぬ」(6)」と述べていることからして、この系列に属することは明らかである。ただし、イフタルク行政裁判所は、いかなる危険が認められるべきものかどうかも行政庁によつて決定されなければならないとした後に、「いの判断は、裁判所による完全な審査に服する。vertretbar な決定の可能性を許容する行政的判断余地は排除され、個別の専門家、専門審査員の意見…

ては、損害の発生の遠い可能性 (entfernte Möglichkeit) の十分な確率 (hinreichende Wahrscheinlichkeit) は認められないであらむ (7)」

(3) 許可の数量性

安全性に関する要請が右のいときめがない (3)。

Formel (a) である。

Wyhl 事件におけるフライブルクの行政裁判所も、「——中性的な意義を有する優先性が、確認されたことになる。しかし、この基準を形式的にあてはめるならば、およそ、あらゆる点で完全なる安全性が存在しなければならなくなり、その結果、すべての原子力発電所は許可されなくなるであろう。これも一つの考え方である。しかし、西ドイツの判例で、ここまで徹底したものは見当らないのであって、先に指摘した Würgassen 連邦行政裁判所判決を基礎として、核エネルギーの平和利用との調整をはかつていらざるところがである。その一つが、

勧告的な性格を持つにすぎない。この勧告の重みは、単に、自然科学的専門知識で解決され得るものでなく、危険が回避されねばならないか甘受るべきかと、たった価値的判断が問題となっているときは、それだけ相対化される(12)」とのぐ

い。もつとも、以上の点だけからでは、純粹に事実の認識にかかる事柄も裁判所の完全審理に服するものとしているかどうかは、明らかでない。特に、フライブルク行政裁判所の場合がそうである。しかし、判決書を読みするならば、すべての点について裁判所が自ら事実の認定を行なっていることが分る。その意味では、フライブルク行政裁判所の説示は、事実の認定が「当然」裁判所の権限に属することを前提とした上で、その評価に関しても行政庁の判断余地がないことを明らかにしたものということができよう(11)(12)。

(4) 障害の克服性  
原子力利用と危険防護の基本的関係に関連する最後の点として、部分許可といふ手段に随伴する特殊な問題をとりあげる必要がある。すなわち、先に述べたように、第一次部分許可においては、通常、立地の選定、土地造成、建物の建設等までが許可されるのであって、原子炉の設置・運転等については、改めて、許可が必要である。逆いえば第一次部分許可の後においても危険防護の措置を改

善することは可能である。また、そもそも第一次部分許可の段階では、審査に適しない事柄もあり得る。そこで、第一次部分許可の段階では、技術的問題のどもつて、Würgassen事件に関する連邦行政裁判所判決以後、西ドイツ原子力訴訟において、確定した判例となつてゐるのが、始源的克服不能障害(von vorne herein unüberwindliches Hindernis)の観念である。その観念曰く、「いま指摘したように、連邦行政裁判所の判決に現われているところであるが(13)、その差戻後の事件において、ミュンスター行政裁判所は、これをやや敷衍して、「基本的な設計の具体化が、後の決定により可能である限りにおいて、裁判所は、設計に当初から克服し難い法的障害が存するかどうかの審査に限定される(14)」と述べている。また、ヴァルツブルク行政裁判所(Grafenheinrich)は、「克服し難い法的障害とは、克服し難い技術的障害と同義であるとして、むしろ、「……

り、技術的困難性を事業者又は行政庁に課すことにもなりかねない。むしろ、部分許可相互の効力関係、訴訟の対象等、実体法・訴訟法に関連する複雑な問題を運転させることを不可能ならしめるような事情があるかどうかである(15)」と判示している。

善することは可能である。また、そもそも第一次部分許可の段階では、審査に適しない事柄もあり得る。そこで、第一次部分許可の段階では、技術的問題のどもつて、Würgassen事件に関する連邦行政裁判所判決以後、西ドイツ原子力訴訟において、確定した判例となつてゐるのが、始源的克服不能障害(von vorne herein unüberwindliches Hindernis)の観念である。その観念曰く、「いま指摘したように、連邦行政裁判所の判決に現われているところであるが(13)、その差戻後の事件において、ミュンスター行政裁判所は、これをやや敷衍して、「基本的な設計の具体化が、後の決定により可能である限りにおいて、裁判所は、設計に当初から克服し難い法的障害が存するかどうかの審査に限定される(14)」と述べている。また、ヴァルツブルク行政裁判所(Grafenheinrich)は、「克服し難い法的障害とは、克服し難い技術的障害と同義であるとして、むしろ、「……

り、技術的困難性を事業者又は行政庁に課すことにもなりかねない。むしろ、部分許可相互の効力関係、訴訟の対象等、実体法・訴訟法に関連する複雑な問題を運転させることを不可能ならしめるような事情があるかどうかである(15)」と

の素材を見出しえなかつたが、わが国のシステムとも関連させて、今後より深く研究すべきことになると考へられる(16)。

(1) OVG Münster, ET 1975, 222.  
(2) ヴァルツブルク行政裁判所は、ミュンスター上級行政裁判所を含む従来の裁判所の基礎の上にたつて、連邦憲法裁判所への移送の必要性を否定し(VG Würzburg, NJW 1977, 1649)、トライブルク行政裁判所は、この問題を特に論じていない。この故に、この点が控訴理由の一つに挙げられてしゆゆうであるが、原子力の平和利用それ自身を否定していくわけではない。「立法者は、少なくとも促進目的に鑑みて、原子力設備の附近住民に対しても、より積極的に合意の判断を行政裁判所に与えることができる」とあるが、この問題においても、この問題を行政裁判所に与えることができるであろう。むしろ、それが、優越する防護目的と結合しつつ科学と技術の水準に従つた予防措置が適用し得ないではない限り「おこないでねが」(VfG Freiburg, NJW 1977, 1647)。

(3) BVerwG, DVBl. 1972, 680.

(4) OVG Münster, ET, 1975, 229.

(5) Vgl. Albers, Atomgesetz und Berstsicherung für Druckwasserreaktoren, DVBl. 1978, 23. むしろ、彼によれば、「ハッター上級行政裁判所の上院の判断には、個別の原告に、彼自身だけに関係するものではない危険をも主張する権限が帰

1978.7.1 (No.668)

## リスト

属するといふべきであつて、本論文は、ハイブルク行政裁判所判決 (Wylh 著者) とカルトブルク行政裁判所判決 (Grafenheinfeld 著者) の圧力容器の安全性にかかる判断を詳細に比較検討したものでありて、本稿の執筆に際して参考に供した点が多い。

(6) VG Freiburg, NJW 1977, 1646.

(7) VG Würzburg, NJW 1977, 1650.

(8) 上記引用文には、Risiko という言葉が用ひられてゐるが、他の箇所では、Atomgesetz 一條に使われて、Fahrer からも言葉も散見する。しかし、両者は、内容的には、別に異なる意味をもたらし得てゐるとは思われないので、いずれも危険と誤認するに至った (ハイブルク行政裁判所がその Risiko 概念を説明するに当りては、その文脈からも本稿や、Rehbinder, Immissionschutztechnischer Gefahrenbegriff, BB 1976 1ff. は、同趣旨のいふ)。Risiko から言葉を用ひず、専ら Gefahren を説明してある。ただし、Risiko と Gefahr を区別して用いてる文脈もあるが本稿では、一応上記のように処理した)。

なお、本文に紹介したように、危険は、事故発生の確率と予想される損害の相関によつて判断されるが、極めて小さな確率をもつて危険とみなすのが、原子力法 (Atomrecht) の特色であるといふわけである (vgl., Rehbinder, BB 1976, 3)。

(9) VG Würzburg, NJW 1977,

(10) VG Freiburg, NJW 1977, 1648.

(11) Ossenbühl, DVBl. 1978, 3f.

は、現状では、新設による異議があつておらず、裁判所が、連邦レベルの防護法及び Atomgesetz にかかる前提

要件について、安全審査をしており、これが、判決の中で、完全制御について言及している例があるにすぎないといつて、(学説)。判例の状況については、オッセンブルクの著者、Breuer, Direkte und indirekte Rezeption technischer Regeln durch die Rechtsordnung, Archiv d. ÖR, Bd. 101, S. 72ff. が詳説 (参照)。

(12) もう一つ、判決の中で、行政庁の裁量を認める言葉がないわけではなく。たゞ、VG Freiburg (Wylh), NJW, 1645 では、「行政庁の裁量に存する決定に対する前提要件」という叙述がみられるが、これは、要件を認定した上で (これには裁判所の全面審査が含む) 許可を与えるか否かについての行政庁の裁量を認めたもの解される (許可の裁量性については、明るく判例で依據して、上記文)。

(13) OVG Münster (Kalkar), DVBl. 1978, 66 が参考)。また、部分許可の範囲においては、「裁量が存する」とは、それが、後述する廃棄物処理との関連で (特に、その方法など)、許可の裁量が実質的に働いてある点があるわけである。

行政の裁量の関係は、場面を分けて考察する必要がある。この点は、伊方原発事故判決などと同様であり、その論理の運び方に不明確なところがあるにせよ、安全審査そのものにおいては、行政庁の裁量を否定しておられるのが妥当である。

（14）やれぞれの段階の決定は、その内容によって、行政法上はそれに対応した効力を有する (行政法はそれに準じるといふのが定法である)。Vgl., BVerwG (Würgassen), DVBl. 1972, 679)。たゞ、部分許可方程式 Atomgesetz やのみ採用されたものではない。それは、営業法 (Gewerbeordnung) ハーフシヨン防護規範 (verfahrensrechtliche Maßnahmen (BVerwG) 及び成田黎明・環境研究一八号八) [頁参照])。

（15）かかる傾向はほとんどすべての点にわたるが、その後の措置に由来するのである。これについて、まず、ハイブルク行政裁判所の述べるところをみれば、要旨次のとおりである。

それが、結論の分れば、どのようだ点に由来するのであるか。これについて、まず、ハイブルク行政裁判所の述べるところをみれば、要旨次のとおりである。

安全法 (Sicherheitsrecht) に関する判例の展開並びに防護的優先性に鑑みれば、損害への予防措置は、圧力容器破裂によるカタストロームという危険がゼロに収縮する場合にのみ十分であるといふのが、論理必然 (konsequent) である。かかる事故の発生が少しあつてもよい (wenig wahr-scheinlich) ものであるにせよ、当然防護法によるべきであるが、論理必然 (eliminierendes Risiko) である。

（16）かかる傾向はほとんどすべての点にわたるが、その後の措置に由来するのである。これについて、まず、第一審裁判所の判断ではあるが、両裁判所の判決に明瞭にみられる (Vgl., VG Hannover (Grohnde), DVBl. 1978, 75ff.)。

（17）やれぞれの段階の決定は、その内容によって、行政法上はそれに対応した効力を有する (行政法はそれに準じるといふのが定法である)。Vgl., BVerwG (Würgassen), DVBl. 1972, 679)。たゞ、部分許可方程式 Atomgesetz やのみ採用されたものではない。それは、営業法 (Gewerbeordnung) ハーフシヨン防護規範 (verfahrensrechtliche Maßnahmen (BVerwG) 及び成田黎明・環境研究一八号八) [頁参照])。

（18）かかる傾向はほとんどすべての点にわたるが、この傾向は、日本では、行政法上はそれに対応した効力を有する (行政法はそれに準じるといふのが定法である)。Vgl., BVerwG (Würgassen), DVBl. 1972, 679)。たゞ、部分許可方程式 Atomgesetz やのみ採用されたものではない。それは、営業法 (Gewerbeordnung) ハーフシヨン防護規範 (verfahrensrechtliche Maßnahmen (BVerwG) 及び成田黎明・環境研究一八号八) [頁参照])。

（19）かかる傾向はほとんどすべての点にわたるが、この傾向は、日本では、行政法上はそれに対応した効力を有する (行政法はそれに準じるといふのが定法である)。Vgl., BVerwG (Würgassen), DVBl. 1972, 679)。たゞ、部分許可方程式 Atomgesetz やのみ採用されたものではない。それは、営業法 (Gewerbeordnung) ハーフシヨン防護規範 (verfahrensrechtliche Maßnahmen (BVerwG) 及び成田黎明・環境研究一八号八) [頁参照])。

あるのであって、もはや危険 (Gefahr) といふ實を持たない残存危険 (Restrisiko) に属するものではない。

連邦及び州許可庁の見解によれば、

諸種の手段により、破裂という残存危

険 (Restrisiko) は、問題にならない

限界に (in unbedenklichen Grenzen)

保たれる、ところへいわゆる「か

し、残された危険 (verbleibende Ge-

fahr) を問題にしないだとする評価及

びそれを残存危険 (Restrisiko) の領

域においやるところには、法律に準

拠していらないのである。もし、許可行

政庁が、危険の潜在的大きさ (Größe

des Gefährdungspotentials) 及び損傷

の次元が決定的なのではなく、専ら、

核エネルギーの利用と結合した危険

が、確実に制御されるかどうかに着眼

してくるとする、基準となるエレメ

ントを看過していることにならぬ。

このような考案に従うならば、いか

に起りそうになくとも場合によつては

悲惨な結果となるが故に、一定の事故

を全く (absolut) 排除するといふこと

が、損害への予防措置の枠内では不可

能にならざる所である。僅かな生起

の確率 (geringe Eintrittswahrschein-

lichkeit) ふく、完全な排除 (komplette

Ausschluß) くの質的跳躍 (qualitativer

Sprung) が、本件の場合には要請さ

れる。残された危険 (Risiko) は、生

起可能性は僅少であるけれども、微々

たらぬのなしに容忍が期待されてしま

ふるがゆふのことで、軽くあしらわれて

はならない (一)。

かくして、フライブルク行政裁判所

は、せわに、この点で、許可処分を取り

消したのであるが (二)、これに対して、

Grafenreinfeld 事件におけるヴァルツ

ブルク行政裁判所の判断は、次の如くで

ある。すば、同裁判所も、すでに指摘し

たように、je-desto-Formel に従うので

あるが、しかし、一方において、残存危

険 (Restrisiko) の觀念を認め、大要、

次の如くに論ずるのである。

損害の結果は、考えられるすべての

場合に排除されるものではない。され

ば、技術的活動によって生ずるすべて

の危険と同様に、核エネルギーの平和

利用の場面でもあてはまる。その際、

あらゆる経済的・技術的領域の活動に

存在する残存危険が問題となるのであ

るが、それは、本質的には、人的欠

陥、不十分な経験又は、統計的過誤か

ら生ずるのである。

かくして、かかる残存危険を受忍す

ると、どう法律上の義務づけは、私人の

保護された法的資産の侵害ではない。

むしろ、許可に対する訴訟の結果にと

って基準となるのは、必要となる予防

措置がなされているかどうかにある。

裁判所の見解によれば、「いの予防措

置は、損害の発生に対し、殆ど起き

そらばない確率でなくなりてこぬ」とい

ては、論旨必ずしも明瞭でないところ

がある。判決文を直接引用した (カッコ

の部分) といふはおける前文と後文に

は、たゞかど、一見矛盾がある (一)。もつ

て、一重否定を含む前文の意味内容の

不明確性の故に、これを矛盾とするべき

かどうか、私はなお、断定することができ

ない。その点はさておくとして、カ

ルハブルク行政裁判所は、圧力容器の

破裂に際しての損害の程度に關し、フライ

ブルク行政裁判所のよう、綿密な説

明等に対する保護目的と、現在の科

学と技術の水準においては保障され得

ない絶対的安全の放棄による利用促進

目的に合致するものである (二)。

たしかに、圧力容器の故障は、現在

の科学・技術の水準に従えば、完全に

排除するとはできない。しかし、人

間の経験によれば、圧力容器の破裂は、

起りそうになり (unwahrscheinlich)

(四)。

かくして、フライブルク行政裁判所の

判決とは逆に、ヴァルツブルク行政裁判

所は、圧力容器の破裂に関する安全性に

関しては、原告の主張を容認しなかつた

のである。

Brokdorf 事件第二審決定及び Grohnde

事件第一審決定も、それぞれ両判決を

参照しつゝ、圧力容器破裂の問題にあれ

ているところがある。その際前者は、压

力容器の設置そのものには及んでいない

第一次部分認可の審査段階では、設置段階での細心の注意と不斷のコントロールにより損害の発生は實際上 (praktisch) 排除されるので、破裂防止設備の欠けていいることが、「当初から克服し難い障害」に当たらないといふれると、より判断で満足し得るとしている (7)。また、後者においては、執行停止手続であるために、十分な審理ができないとしている。現在のシステムが、なお改善されつゝあるので、許可要件に該当すると判断してもよいであろうというのである (8)。いずれも、断定的な判断をしておらず、問題を将来に持ちこした形ではあるが、考え方としては、フライブルク行政裁判所とは異なるものがあるように思われる。

かようにして、判決・決定において圧力容器の破裂に対する絶対的予防措置を要求しているのは、現在まで、フライブルク行政裁判所のみであるが、同裁判所の判断には、原子力の危険に関する一つのあり得べき考え方を見ることができる。しかし、一方においてフライブルク行政裁判所は、ある意味では、極めて割り切った考え方についていることに注意する必要があろう。すなわち、同裁判所は、損害の甚大性に着目するのであるが、その要件として、圧力容器の破裂が突然的に生ずるものであること、したがって、附近住民の避難可能性の少ないことなどが、あげられている。逆にいえば、突

發的な事故でない場合には、絶对的安全性は要求されることになるのである (7) とよぶべきであるが、伊方原発訴訟で問題となっていた、EOCOを中心とする事故対策について、フライブルク行政裁判所、ヴュルツブルク行政裁判所のいずれにおいては、緊急冷却システム (Notkühlung) の問題がとりあげられたが、裁判所は、判決においては技術の細部の点に必ずしもも、必ずしも中心的な問題としてとりあげられていない。とりわけ、フライブルク行政裁判所判決では、右にみたように、圧力容器の破裂 (緊急に対応する時間のないこと、その災害の大きさのこと) が中心的論点とされており、これに対して、炉心熔融 (Kernschmelze) については、「はるかに多くの (圧力容器の場合よりも) 塩野注) 時間がある。というのは、安全容器の故障を予想されるまでは、約110時間かかるであろうからである。——災害は、これに対応してより小規模のものとなる」 (7) と述べ、「破裂防止設備を要求する」とは、加圧型原子炉そのものの利用を否定することにはならないとした上で、「ところが、その運転と結合した危険のすべてが、ゼロに近づく」、單に特定の危険、すなわち、破裂事故の危険が、絶對的安全性をもつて制御されねばならないのである。とりわけ、たしかに結果 (損害の) 塩野注) のかな

としているにとどまるのである (7) とよぶべきである。このことから、事故発生の確率の大小によるのである。前提としては、単に、処分を必要な予防措置がない、あるいは、それが現在の技術の水準でない、それが現状の技術の水準でなく、一步すすめて、その予防措置として、鉄筋コンクリートからの破裂防止用を求める、など、それが現状の技術の水準であると判断している。そのしおりの特色がみられる (vgl., VG Freiburg, NJW 1977, 1646, 1648)。なお、このようにして、連邦の諮詢委員会である原子力安全審査委員会が、ルードヴィヒスハイムの原子力発電所計画について、かかる破裂防止装置が、安全技術の一層の発展にみだらかによう事情が加わっている。

(7) ベーレンス vgl., VG Würzburg, NJW 1977, 1651 f.

(8) Albers, DVBl. 1978, 26 ざんじて、シバテムの機能が働くことを詔明するために規則的に (毎月) 試運転を行うという参加人 (事業者=塩野注) の義務により、構造的乃至素材的瑕疵はいづれにせよ発見されるのであるから、一度あてはまるのである (7) と。

このように、両裁判所のアプローチの方法は異なるけれども、いずれも、少なからず、判断又はみられる限りでは、必ずしも細部の技術的問題にわたることなく、非常冷却装置との関連での安全性の数値については、ヴュルツブルクの行政裁判所は、これを正面から認定しているところ、専門家の意見として付言している。たゞ、専門家の意見として付言している。たゞ、専門家の意見として付言している。たゞ、専門家の意見として付言している。

(7) もつとも、破裂事故発生の確率の数値については、ヴュルツブルクの行政裁判所は、これを正面から認定しているところ、専門家の意見として付言している。たゞ、専門家の意見として付言している。

(8) もつとも、破裂事故発生の確率の数値については、ヴュルツブルクの行政裁判所は、これを正面から認定しているところ、専門家の意見として付言している。

## リスト

- (vg), VG Freiburg, Uabdr. 79.)  
 線被ばくができるだけ少なく維持されるべ  
 1978, 67.  
 (∞) VG, VG Hannover, DVBL.  
 1978, 74.  
 (a) VG Freiburg, Uabdr. 68.  
 (10) VG Freiburg, Uabdr. 82.  
 (11) VG Würzburg, Uabdr. 97.

## 4 やの他の具体的要件

Wyl 及び Grafenheinfeld の二つの事件で、原告は、右にとどいた原子炉の健全性に関する問題のはかに、数多くの論点を主張したのであるが、結論的には、そのすべてが排斥されるという結果に終わっている。このでは、これらの論点を逐一挙げておる暇はないので、重要なと思われる二つの点、すなわち、放射線被ばくと使用済燃料の処理をとりあげて、西ドイツの裁判所の考え方をみてみよう(→)。

## (1) 放射線被ばく

原子力発電所設置の許可要件を定める Atomgesetz 七条には、放射線被ばくに關しては、明示的な定めはなく、それは同法に基づく、第一次放射線防護命令 1. SSVO へ略す(∞)に規定されていふ。そこで、同命令二十九条四項によれば、年間の最高許容線量 (Höchstzulässige Dosis) が、一人当たり年間500...

やがて、この値を下廻る場合でも、放射線被ばくができるだけ少なく維持されるべく、VG, OVG Lüneburg, DVBL.

より (so gering wie möglich) (式ト、可及的僅少原則と呼ぶ) を定めてある。法的問題にはじるに当り、まず、いずれの裁判所も、鑑定人の証言等に基づいて、その他の原子力発電所の運転による年間の負荷は、最高許容線量を大幅に下廻ることを認定していることを前提としておる。したがって、問題は、命令によって定められた年間500ミリルム及び可及的僅少原則の法的意味をいかに解するか、という点にしばられてくる。たゞ、この点に関しては、フライブルク行政裁判所、ヴュルツブルク行政裁判所も、独自の見解を示しているわけではなく、全面的に、Würgassen 差戻後のマンスター上級行政裁判所判決に依拠している。フライブルク以後の裁判所にも採用され、その意味では、判例としてはほぼ固定されていると思われる同裁判所の基本的な考え方とは、大要次のとおりである。

「命令二十九条四項に定める最高許容線量値は閾値 (Schwellenwert) 又は許容値 (Toleranzwert) を定めるものではない」。むしろ、それは、いわゆる直線理論 (Lineare Theorie) を基礎としたのであつて、たとえ小さな線量であつても、健康等にかかる障害を完全に排除することはできないというの

リームと規定されてゐる。他方、同命令は、「したがつて、命令における最高許容線量は次のようない意味を持つにすぎない。すなわち、それは、單に基本的には低められるべきであるが、それが得られると、それが、単に可及的僅少原則と呼ぶ) を定めてある。法的問題にはじるに当り、まず、いずれの裁判所も、鑑定人の証言等に基づいて、その他の原子力発電所の運転による年間の負荷は、最高許容線量を大幅に下廻ることを認定していることを前提としておる。したがって、問題は、命令によって定められた年間500ミリルム及び可及的僅少原則の法的意味をいかに解するか、といふ点にしばられてくる。たゞ、この点に関しては、フライブルク行政裁判所、ヴュルツブルク行政裁判所も、独自の見解を示しているわけではなく、全面的に、Würgassen 差戻後のマンスター上級行政裁判所判決に依拠している。フライブルク以後の裁判所にも採用され、その意味では、判例としてはほぼ固定されていると思われる同裁判所の基本的な考え方とは、大要次のとおりである。

「命令二十九条四項に定める最高許容線量値は閾値 (Schwellenwert) 又は許容値 (Toleranzwert) を定めるものではない」。むしろ、それは、いわゆる直線理論 (Lineare Theorie) を基礎としたのであつて、たとえ小さな線量であつても、健康等にかかる障害を完全に排除することはできないというの

である。「したがつて、命令における最高許容線量は次のようない意味を持つにすぎない。すなわち、それは、單に可及的僅少原則と呼ぶ) を定めてある。法的問題にはじるに当り、まず、いずれの裁判所も、鑑定人の証言等に基づいて、その他の原子力発電所の運転による年間の負荷は、最高許容線量を大幅に下廻ることを認定していることを前提としておる。したがって、問題は、命令によって定められた年間500ミリルム及び可及的僅少原則の法的意味をいかに解するか、といふ点にしばられてくる。たゞ、この点に関しては、フライブルク行政裁判所、ヴュルツブルク行政裁判所も、独自の見解を示しているわけではなく、全面的に、Würgassen 差戻後のマンスター上級行政裁判所判決に依拠している。フライブルク以後の裁判所にも採用され、その意味では、判例としてはほぼ固定されていると思われる同裁判所の基本的な考え方とは、大要次のとおりである。

「命令二十九条四項に定める最高許容線量値は閾値 (Schwellenwert) 又は許容値 (Toleranzwert) を定めるものではない」。むしろ、それは、いわゆる直線理論 (Lineare Theorie) を基礎としたのであつて、たとえ小さな線量であつても、健康等にかかる障害を完全に排除することはできないというの

である。「したがつて、命令における最高許容線量は次のようない意味を持つにすぎない。すなわち、それは、單に可及的僅少原則と呼ぶ) を定めてある。法的問題にはじるに当り、まず、いずれの裁判所も、鑑定人の証言等に基づいて、その他の原子力発電所の運転による年間の負荷は、最高許容線量を大幅に下廻ることを認定していることを前提としておる。したがって、問題は、命令によって定められた年間500ミリルム及び可及的僅少原則の法的意味をいかに解するか、といふ点にしばられてくる。たゞ、この点に関しては、フライブルク行政裁判所、ヴュルツブルク行政裁判所も、独自の見解を示しているわけではなく、全面的に、Würgassen 差戻後のマンスター上級行政裁判所判決に依拠している。フライブルク以後の裁判所にも採用され、その意味では、判例としてはほぼ固定されていると思われる同裁判所の基本的な考え方とは、大要次のとおりである。

「命令二十九条四項に定める最高許容線量値は閾値 (Schwellenwert) 又は許容値 (Toleranzwert) を定めるものではない」。むしろ、それは、いわゆる直線理論 (Lineare Theorie) を基礎としたのであつて、たとえ小さな線量であつても、健康等にかかる障害を完全に排除することはできないというの

大多数によって提示されている計画 (Konzept) の有力な想定を反駁するに実質的な証拠によって証明されねばならなかつた。たとえ裁判所にとって、個別にとりあげられた疑問が、たしかにもつともと見えたとしても、また、危険の概念を広くとるという前提の下でも、全く一般的に、人工的に電離放射線の健康を害する効果が、従来一般的に想定され、かつ、SSVOのみならず、新放射線防護命令の基礎とされている以上に、有害であるという確信には至らなかつた」(4)

なお、ヴュルツブルク行政裁判所も、放射線被ばくに関する原告の主張を、許可には克服し難い障害がないとしてしりぞけたが、その際、より詳細な検討は運転許可に留保されるべきであると述べている(5)(6)。

## (2) 廃棄物処理 (Entsorgung)(~)

Wylh 及び Grafenrheinfeld 事件の判決が下される 1 カ月ほど前に、Brokdorf 執行停止事件で、ショレスヴィック行政裁判所は、第一次部分許可が廃棄物処理に関して配慮していないことを理由に、原告の申立を認容していた(7)。そのことの故あって、これに続いてこの本審理中の裁判所がこの問題にどのよう答えるかが注目されたのである。

が、いずれの裁判所も、ショレスヴィック行政裁判所決定を参考しつつも、結論的には、この点での許可の違法性を認めなかつた。他方、その後数ヶ月を経て出された Brokdorf 執行停止事件の抗告審であるリューネブルク上級行政裁判所は、第一審決定を維持した。かような判断 (決定) の違いは、しかし、事実関係及び法解釈の差に由来するだけではなく、法律状態の変更による点がないわけではない。そこで、その間の事情を考慮しながら、廃棄物処理問題に関する裁判所の態度をみておこう。

廃棄物処理は、Atomgesetz 七条の許可要件としては、明示的には挙げられていない。しかし、廃棄物による損害が原子力発電所の運転によって生じ得るものであること、したがって、それに対する法七条二項三号に定める必要な予防措置 (erforderliche Vorsorge) がなされなければならぬこと、各裁判所に共通するところである。ところが、

原子力発電所の運転によって生じ得るものであることまで意味しているわけではない。しかし、原子力発電所の運転による、それが必要となる時点での廃棄物処理にかかる施設が、稼動の用意ができるおり、その限りで、現在存在している技術的障害が克服されなければならない。

ヒネルギー供給事業者のかかる義務は、法九 a 条三項に定められるランプの除去後になされたものである。といふ事情がこれに加わる。そしてその改正で「法九 a 条三項に由来する連邦とラントの義務と、それに対応してこの義務が充されない間に生ずる許可の障害」という状態が、法九 a 条三項の施行に

廃棄物を原則として第三項に定める者が、許可の適法性に強い疑いを持ち、それが引き渡さなければならないこと、第三項は、結果執行停止を認めた、という経緯がある。

この点をリューネブルク上級行政裁判所決定に従い、いま少し詳細にみるならば、要旨次のとおりである。

Atomgesetz 九 a 条の制定により、

立法者は、施設内での貯蔵では十分な措置とはみなさないと判断したと解される。法九 a 条は、残存物乃至廃棄物の再利用及び除去が、施設の設置に当たり、遂行可能であるとみなされねばならないことを前提としている。このことは、許可に際して、すでに、廃棄物処理施設が存在しているとか、法的・技術的前提が充たされたいなければならないことまで意味しているわけではない。しかし、原子力発電所の運転により、それが必要となる時点での廃棄物処理にかかる施設が、稼動の用意ができるおり、その限りで、現在存在している技術的障害が克服されなければならない。

ヒネルギー供給事業者のかかる義務は、法九 a 条三項に定められるランプの除去後になされたものである。といふ事情がこれに加わる。そしてその改正で「法九 a 条三項に由来する連邦とラントの義務と、それに対応してこの義務が充されない間に生ずる許可の障害」という状態が、法九 a 条三項の施行に

## リスト

(No.668) 1978.7.1

よひて生じたのである」(11)。

ところが、リーネブルク裁判所の判断によれば、この点に関する具体的な措置を、ラント及び連邦はとってもないのであつて、かくして、裁判所は「連邦及びラントが Atomgesetz 第九条三項により、住民の保護のために課せられた義務を遂行することを選擇している限り、まだ、エネルギー供給事業者が放射性残存物質の中間貯蔵所を設置して、原子力施設内における使用済燃料の貯蔵（稠密な貯蔵用台）による—Kompaktlagerung）に際して生ずるかやしれない危険を減殺するべく着手しない限りにおいて、申立人に対して係争の原子力発電所の部分的設置を容認すべきことを要求する」とはやれども(12)、裁判所はこの点である。

しかし、他面より廃棄物処理に関する Wyhl・Grafenheinfeld 事件と

Brodorf 事件の差など、Atomgesetz 第九条の適用の問題にのみ解消されないといふがある。先に紹介したフライブルク行政裁判所の判断も、法第九条の適用関係については明確ではなく、ある(13)、Grohnde 事件におけるハノーバー行政裁判所は、新法適用問題についての判断をする必要はないといつて前提に立ちながらも、最終貯蔵所の問題に立ち入つてゐない(14)。その限りでは、廃棄物処理と第一次部分許可要件に関する西ドイツ裁判例の動向は、未だ「確定した」

よひて生じたのである」(11)。

ところが、リーネブルク裁判所の判断によれば、この点に関する具体的な措置を、ラント、連邦の機能分担及びあつて、かくして、裁判所は「連邦及びラントが Atomgesetz 第九条三項により、住民の保護のために課せられた義務を遂行することを選擇している限り、まだ、エネルギー供給事業者が放射性残存物質の中間貯蔵所を設置して、原子力施設内における使用済燃料の貯蔵（稠密な貯蔵用台）による—Kompaktlagerung）に際して生ずるかやしれない危険を減殺するべく着手しない限りにおいて、申立人に対して係争の原子力発電所の部分的設置を容認すべきことを要求する」とはや

いえないものであるかも知れない。しか

し、原子力法制全体からみるならば、むしろ、西ドイツでは、廃棄物処理に関する事業者、ラント、連邦の機能分担及びそれに対応した義務が明示され、かつ、その義務を履行すべき計画が、進行しつつある、といふべき注意すべきである。

（11）その後に出された二つの決定

また、Brodorf 事件の二つの決定により、それが一層促進されたことにより、可能である。この点に関しては、「わが国は極めておくれをとつてゐるのである」と、伊方原発訴訟の帰する如何は別とし、この問題を放置しておくれるとばつたが、わが国の原子力政策の重大な欠點として、わが國の原子力政策の重大な欠點として、指摘されるべきことであらう。

（一）放射線被ばく及び廃棄物処理以外の点に関する原告主張は、妨害措置その他

第三者的作用、冷却塔のたたずみ被害（霧の発生、空中温度の上昇等によるもの）等

Brodorf 事件の差など、Atom-

gesetz 第九条の適用の問題にのみ解消

されないといふがある。先に紹介したフ

ライブルク行政裁判所の判断も、法第九

条の適用関係については明確ではなく、

ある(13)、Grohnde 事件におけるハノーバー行政裁判所は、新法適用問題についての判断をする必要はないといつて前提に立ち入つてゐない(14)。その限りでは、廃棄物処理と第一次部分許可要件に関する西ドイツ裁判例の動向は、未だ「確定した」とは言えない。

（二）1. SSVO が、その後、一九七七年改定した電離放射線による損害防護に関する命令 (Verordnung über den Schutz vor Schäden durch ionisierende Strahlung-StraßSchV) によって失効した。改

正の意義及びその概要は(15)、Vgl. Winters, Zur Novellierung des Strahlenschutzrechts, DVBl. 1977, 331 ff.

（三）<sup>(14)</sup> Vgl., OVG Münster, ET

1975, 223ff.

（4） V.G. Freiburg, Uabdr. 112 f.

（5） V.G. Würzburg, Uabdr. 116, たゞ、原告市は生命・身体の保護に関する基本法上の基本権を主張しない、ハレ(16)が

本法上の基本権を主張しない、ハレ(16)が

加えて、ある（Uabdr. 117）。それは、トマインデの原告適格に関する同裁判所の理解の仕方に対応するものであらう。

（6）その後に出された二つの決定

（V.G. Hannover (Grohnde), DVBl. 1978, 76f, OVG Lüneburg (Brodorf), DVBl. 1978, 69 ff.) が、これらが克服されたことによつて、克服しながら、法的障壁はないと評斷しているが、それは、爾後の措置で人工放射線被ばくをゼロにするなどを前提としているわけではなし。

なお、放射線被ばくとの関係で、一部執行停止を認めた決定とし、OVG Lüneburg, Beschluss vom 22. 11. 1976 (Stade), DVBl. 1977, 340 ff. があなが、この決定は、争続する廃棄物の存在を否定するものではない。Vgl., OVG Lüneburg (Brodorf), DVBl. 1978, 70.

（7） Entsorgung についての言葉自体は、Atomgesetz で用ひられてゐるわけではなく、裁判例も含めて、実務では広く使用されてゐるところであつて、内容的には、再処理及び中間貯蔵、最終貯蔵を含む包括的な概念として用いられている。本稿では、これを廃棄物処理と証したが、語義から多少はなるが、以上のようないくつかの概念であることを前提とする。

（8） V.G. Schleswig (Brodorf), DVBl. 1977, 338.

（9） V.G. Würzburg, NJW 1977,

1653 f. が、現在では AmtIV が適用されねど、たゞ、いわゆる命令は、設計書の公衆に対する公示・総覽 (Bekanntmachung u.

Auslegung)、異議の申立て (Einwendung)、

（10） V.G. Freiburg, NJW 1977,

1649. が、現在では AmtIV が適用されねど、たゞ、いわゆる命令は、設計書の公衆に対する公示・総覽 (Bekanntmachung u.

Auslegung)、異議の申立て (Einwendung)、

（11） V.G. Würzburg, NJW 1978,

74. が、現在では AmtIV が適用されねど、たゞ、いわゆる命令は、設計書の公衆に対する公示・総覽 (Bekanntmachung u.

Auslegung)、異議の申立て (Einwendung)、

### 5 許可手続に関する問題

右に考察してあたぶら、Wyhl,

Grafenheinfeld の二つの事件では、裁

判所は、第一次部分許可の内容的要件に

關して、正面から審理している。その点

に、伝統的なドイツ的裁判審査のあり方

を看取ることがであるが、他

方、訴訟の段階で、手続問題が原告から

主張されなかつたわけではない。また、

手続的規制が、わが国と比べてみて、必ずしも疎略であるわけではない。しか

し、結果的には、原告の主張は裁判所の容れるところとはならないなかつたし、ま

だ、裁判所の判断には、手続問題が、な

お、必ずしも裁判審査の中核とされてい

ないところをうかがうことである。

こゝで、手続の細部にわたることを得な

いので、その詳細は、別の機会にゆずる

として、以下、主要な問題点のみを指摘

しておき。

## ショリスト

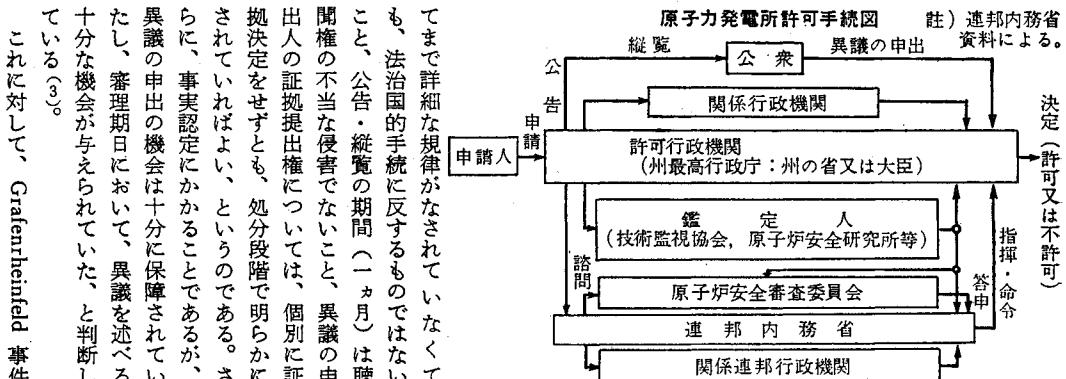
1978.7.1 (No.668)

手続には、特段の規定をおいてない。また、Atomgesetz 自体には第七条第四項で、関係行政庁が関与すべきこと、第八条で環境防護法上の許可要件との関係で、関係官庁との協議とを定めているだけで、その他の点には、ふれていない。したがって、内部的手続に関する詳細は、法令のみでは必ずしも明らかでない。ただ資料によれば、ほか、次のような、フローチャートが描かれている(2)。

この図から明らかなように、西ドイツでは、原子力発電所の設置許可是、連邦法の執行という形で、個別ラント行政機関の権限とされるために、許可行政庁と連邦機関との関係が、わが国と比較した場合に、多少複雑なものとなつている。さらに、許可の事前手続として、公衆に対する計画案の公告・総覽・異議の申出・審理期日（しがつて、それは、事後手続としての行政上の不服申立てではなく、事前手続の一種である）がおかれている。しかし、審理庁が当該許可庁であるとおそれている点に注意する必要がある。

といへど、Wyhl・Grafenrheinfeld 事件で、とりあげられた、手続的瑕疵の問題及びそれに対する裁判所の判断をみれば、大要、次のとおりである。

まず、聴聞との関係で、手続が法治国原理に反するという Wyhl 事件での原告訴の主張に対しては、手続の細部に關し



まで詳細な規律がなされていなくても、法的手段に反するものではないこと、公告・総覽の期間（一ヶ月）は聴聞権の不当な侵害でないこと、異議の申出人の証拠提出権については、個別に証拠決定をせずとも、処分段階で明らかにされなければならない、というのである。さらに、事実認定にかかることがあるが、十分な機会が与えられていた、と判断している(3)。

これは問題とはならない」ともつけ加えている。

これに対し Grafenrheinfeld 事件で、とりあげられた、手続的瑕疵の問題及びそれに対する裁判所の判断をみれば、大要、次のとおりである。

まず、聴聞との関係で、手続が法治国原理に反するという Wyhl 事件での原告诉の主張に対しては、手続の細部に關しては、総覽の際の資料が不完全であったこと、審理期日の手続が不適切であったことの二点が、とりあげられている。しかし、前者については、裁判所は、公告・総覽の意義さらには、完全な資料の要請の意義を、公衆に対して、当該計画が危険なものであるかどうかの審査の機会を与えることにあるとみ、したがつて、「総覽に供される文書は、それが、起り得る不利益、危険、負担について、公衆に十分知らせてあれば、完全であるとみてよい」と判示している。そして、当該事件では、鑑定意見に欠けていたところがあつたことが問題となつたのであるが、それは、事実そのものではなく、証拠の結果である。そして、事実及び関係者にあらされた証拠結果にもつづいてのみ裁判が下されなければならないという行政裁判手続に対応した規範は当該手続に存続しない、というのである。さらに、裁判所は、原告は、異議の申出をしたのであり、その限りでは、「公告は、原告に対する訴訟提出権については、個別に証拠決定をせずとも、処分段階で明らかにされなければならない」というのである。さらに、事実認定にかかることがあるが、十分な機会が与えられていた、と判断している(3)。

これは問題とはならない」ともつけ加えている。

裁判所は、「アメリカ合衆国では、原子力施設に関する審理期日が一ヶ月をこえている」という原告の主張は、異なった判断導きかけとはならない。決定的なことは、ドイツ法により遵守されるべき法律的要請が、原告との関係で十分であるということである。このことを別にしても、アメリカの手続は、それが、当事者手続として、訴訟類似形をとっているという点で、ドイツ連邦共和国で遂行されるべき行政手続とは基本的に異なる」と判断している(4)。

八万九〇〇〇をこえる異議の申出がなされたといわれる Wyhl 事件で、どのような審理手続が実際上とられたのかは、つまびらかでない。ただ、一種の事前手続がとられてはいるが、これを裁判類似の手続として、構成し、また、そのことによって、裁判審査の範囲について、何らかの効果をもたらすと、こう考え方には、少なくとも、この二つの事件に関する裁判所の判断からうかがえないし、また、そこには、おそらく、解釈論といふ次元ではあるが、行政手続法のあり方に関する西ドイツの基本的観念が前提となつてゐるようと思われる。

(1) ただし、Wyhl・Grafenrheinfeld 事件で適用された ALAnV だが、審理期日は延び、特段の定めをおいていなかつた。AVIV の制定で、この点が、多少詳

細じたんだといふのがある。

(2) ハローチャート自体は、AtAnVの時とAVIVの適用時とは異なる

手続問題に関しては、フライブル

ク行政裁判所の判決ではじく簡単にそれ

れているだけで、おもして、Wyhl執行停

止事件の第二審決定に依拠して(eg.,

VG Freiburg, Uabdr. 135)。したが

り、本文必要経ったるが、VGH Baden-

Württemberg(Wyhl), DVBl. 1976, 538

(542) による。

(4) 以上(1)や(2) vgl., VG Würzbu-

rg, Uabdr. 65 ff. など、Grabenheimfeld

事件で、Rauordnungの手続との関係

問題とされたるが、その点は省略した。

五 おわりに

わが国と比較して、西ドイツでは、原子力発電所の設置許可をめぐる紛争に関する裁判所の判決・決定は、極めて多い。その結論も多彩である。しかし、以上に考察したところからすれば、そこにも西ドイツ原子力訴訟の特色といべきものが存在するといえるようにも思われる。また、表現乃至論理のたて方に違いはあるが、伊方原発訴訟判決との類似点を指摘することもある。ここで、その特色について再言する必要はないと思われるし、また、伊方原発訴訟判決との詳細な比較対照を試みることは、本稿の意図するところではない。ただ、次の点を指摘して、本稿のまとめとすることに

したい。

まず、これまでの原子力訴訟において、裁判所は原子力の危険防護及び平和利用の二つの目的を掲げる Atomgesetz が合憲であるという枠組みの中で、原子力発電所許可の審査をしてくることである。しかも、そこでは、原子力の危険があらゆる点で、絶対的に防止されること前提としているわけではない。結局のところ受容する(in Kauf nehmen)ことを期待してよい残存危険(Restrisko)の範囲をいかに画するかが、裁判所の役割であると認識されているといふことができる。その意味では、法形式的には、立法者が設定した枠組みの中での裁判審査という形をとっていることになる

が、あえて、その枠組みを否定しなかつた点に、裁判所(裁判官)自身のわりきりがあると同時に、ここに、西ドイツ原子力裁判例の限界があるということでもあります。この限界を基に下されたフライブルク行政裁判所(2)及びュルツブルク行政裁判所の判決書を参照するならば、結局のところ、いずれの鑑定人の意見を裁判所が採用するかが、大きなぎめてになっていくことが分かる。その意味では、科学裁判とは、ひときよら、鑑定人裁判である

ところ、あるいは、法的解決はなされても、社会的・政治的側面での、全面的な解決とはいえぬまでも、摩擦の大転換緩和を期待することは困難である。ただ、それは、仮に、逆に、Atomgesetz を違憲であるといふ形で法的解決を図ってもあつて、維持されていることを示している。いかえれば、それは、手続的統制といふ形で、通常裁判所とは異なった裁判機関で、裁判所は原子力問題の専門知識を有していることを示すものではない。行政裁判所の裁判官が、原子力問題の科

学技術の問題を正面からとりあげたという意味で、科学裁判と称することができよう。むしろ、このことは、西ドイツにおいては、学説のレベルでも、すでに行政裁判所の裁判官が、原子力問題の科

行政裁判所の裁判官が、原子力問題の科

行政裁判所が、Würgassen 差異後の判決で率直に述べているよ

う意味で、裁判に当っては、鑑定人の協力が不

可欠である(2)。そして、現に数多くの

行政裁判所が、Würgassen 差異後の判決で率直に述べているよ

う意味で、裁判に当っては、鑑定人の協力が不可欠である(2)。そして、現に数多くの行政裁判所が、Würgassen 差異後の判決で率直に述べているよ

う意味で、裁判に当っては、鑑定人の協力が不可欠である(2)。そして、現に数多くの行政裁判所が、Würgassen 差異後の判決で率直に述べているよ

う意味で、裁判に当っては、鑑定人の協力が不可欠である(2)。そして、現に数多くの行政裁判所が、Würgassen 差異後の判決で率直に述べているよ

## リスト

1978.7.1 (No.668)

も、疑問となるであろう。むしろ、かかるある意味では古典的手法で、問題の解決の十全さを期待できないことに、原子力をめぐる法と技術の関係の困難性があるともいえるのである。しかし、この点を前提とするとしても、原子力という、将来の日本の国土における生活に多大の影響を与える技術の利用について、法律が、行政と裁判に、適切な指針を与えているものであるかどうかは、「我が国においてもなお、十分吟味する必要がある」といふ、いうまでもない。

いま一つの方向は、裁判審査のあり方そのものに関する模索である。この点に関しては「いかにして法治国保障を縮小せんことなくして現状を変更せしめるか」(6)と問うて、三つの制度改革を提案してくるオッセンブルールの見解が注目される。彼の提案は、事実審査の縮小、許可手続内での予防的権利保護制度の整備、裁判統制密度の緩和(Auflockerung der Kontrolldichte)の三つの指標が、相互に調整され、もついで、技術の社会的利用の促進のために必要な法技術の開発を要請する。それは、単に科学技術の社会的利用の促進のためのみ必要であるのではない。旧来の制度に依存す効率的に活動するコントロールシステムを導入することにある。さらに、許可手続内での予防的権利保護の整備とばく、要するに、中立的な審査機関の設立を意味するが、それは、具体的には、次のようなものである。「原子炉安全審査会のよりな委員会など、あるいは、法律的専門家を加え

た機関を、決定権をもつた委員会として許可手続に入れる。裁判官は、阻止的権利保護(repressives Rechtsschutz)の枠内で、行政手続が秩序正しく行なわれたかどうか、決定者たる行政機関の考慮のほかに明白な事實が残されていないかどうかを判断する」(7)。

かかる構想自体は、我が国においては、必ずしも耳新しくひびくものではないことは、いうまでもない。

いま一つの方向は、裁判審査のあり方そのものに関する模索である。この点に関しては「いかにして法治国保障を縮小せんことなくして現状を変更せしめるか」(6)と問うて、三つの制度改革を提案してくるオッセンブルールの見解が注目される。彼の提案は、事実審査の縮小、許可手続内での予防的権利保護制度の整備、裁判統制密度の緩和(Auflockerung der Kontrolldichte)の三つの指標が、相互に調整され、もついで、技術の社会的利用の促進のために必要な法技術の開発を要請する。それは、単に科学技術の社会的利用の促進のためのみ必要であるのではない。旧来の制度に依存す効率的に活動するコントロールシステムを導入することにある。さらに、許可手続内での予防的権利保護の整備とばく、要するに、中立的な審査機関の設立を意味するが、それは、具体的には、次のようなものである。「原子炉安全審査会のよりな委員会など、あるいは、法律的専門家を加え

た機関を、決定権をもつた委員会として許可手続に入れる。裁判官は、阻止的権利保護(repressives Rechtsschutz)

邦憲法裁判所に事件を移送したが、それは、原子力の利用そのものに、違憲性を見出されたわけではない。なお注5参照。

## あとがき

(a) 「当法院は、この手続で基準となる、数学・原子物理学・工学・放射線医学・生物学その他の非法律的問題に関して、係争事案の決定につき十分な専門知識を有しない。それにもかかわらず、三名の職業裁判官、1名の名誉職裁判官によって決定されたかどうかは、決定の不可欠であるかないかは、Gurachterの参加が不可欠である」(OVG Münster (Würgassen), Err. 1975, 222.)

(b) Wyhl 事件では、裁判所の依頼と並んで川口の鑑定人(Sachverständiger)の申請があつた七名を選び、K○名の鑑定人が、口頭弁護で意見を述べてから(rgl., VG Freiburg, Ur. bdr. 13f.)。

(c) Ossenbühl, DVBl. 1978, 9 も「原子力訴訟は徹頭徹尾鑑定人論議(Sachverständigerprozess)である」といふ。

(d) 「この方向で示唆する文獻は、だれか? Lukes, Das Atomrecht in Spannungsfeld zwischen Technik und Recht, NJW 1978, 241, Listle, Die Entscheidungsprerogative des Parlaments für die Errichtung von Kernkraftwerken, DVBl. 1978, 10, 論壇 OVG Münster (Kalkar), DVBl. 1978, 62. あるいは(参考文献)属つてある Listle, DVBl. 1978, 10 は、「この絶対状況は、高い緊張が持つてゐる」。

(e) Ossenbühl, DVBl. 1978, 9

(f) Ossenbühl, DVBl. 1978, 9  
(g) Ossenbühl, DVBl. 1978, 9

(一) H1 に接続されたもの OVG Münster (Kalkar), DVBl. 1978, 62 が Atomgesetz の公報による改正が記載されている。